



各 位

2024 年 4 月 22 日

会 社 名 アイフル株式会社
代 表 名 代表取締役社長 福田 光秀
問 合 せ 先 グループコミュニケーション部
TEL 03-4503-6050

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

アイフル株式会社（代表取締役社長：福田 光秀）は、本日開催した取締役会において、2022 年 6 月 21 日開催の第 45 回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度の改定に関する議案を、2024 年 6 月 25 日開催予定の第 47 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

【記】

1. 本制度改定の概要

当社は 2022 年 6 月 21 日開催の第 45 回定時株主総会において、第 4 号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については、「当社と対象取締役との間で締結した譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた日より 3 年間から 30 年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいておりますが、本定時株主総会において「割当を受けた日より対象取締役が当社の取締役、執行役員いずれの地位からも退任する日までの期間」に改定する旨を付議いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、本制度における譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることになります。

なお、本議案を原案通りご承認頂くことを条件に、本制度改定前の譲渡制限付株式の付与のための報酬として既に付与済の譲渡制限付株式についても、同様に変更する予定です。

2. 本制度改定の目的及び条件

今般の改定は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値提供を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とするものであり、対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については 2022 年 4 月 18 日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上